

市営住宅入居申込案内書

(令和5年度 第1回 定期募集)

入居者募集の受付等の業務については、旭川市から委託を受け、株式会社富士管財が行っております。

市営住宅の入居者を、次の要領で募集します。

この募集は、市営住宅で現在空き室になっている住宅の入居者を、年4回定期的に募集するうちの今年度の1回目です。

なお、先着順ではありませんので、申込み受付期間中に、同じ住宅への入居申込者が2名以上となった場合は、後日開催する公開抽選会で、入居予定者1名と入居補欠者1名を決定します。

(※定期募集で申込みがなかった住宅は、令和5年6月9日(金)から“随時募集”の住宅として、株式会社富士管財で先着順に申込みを受け付けます)

御不明な点がありましたら、担当(下記)までお問い合わせください。

－ 募 集 要 領 －

○ 受付方法

① 郵送受付

- ・入居申込書類一式(「市営住宅入居申込書」及び「入居申込に係る申告書」)に必要事項を記入の上、郵送で御提出ください。
- ・書類は、ハガキによる請求、又は担当窓口やホームページから入手してください。

② 会場受付

- ・事前に予約していただいた方に、予約締切日以降に「来店日時のお知らせ」を送付します。「来店日時のお知らせ」に指定された日時と会場に、直接お越しください。
- ・世帯状況や収入額等の聞き取りがあるため、回答できるようにしてください。
- ・申込者本人が行けない場合、代理人が申込みすることもできます。

○ 受付期間

① 郵送受付：令和5年3月15日(水)から令和5年4月30日(日)まで

※土曜日、日曜日、祝祭日休業

休業期間内到着分は、翌営業日以降に順次対応いたします。

② 会場受付：令和5年5月17日(水)から令和5年5月20日(土)までの4日間

○ 受付時間

平日午前9時から午後6時まで

※株式会社富士管財ホームページ(<http://www.fuji-kanzai.jp>)にある市営住宅のお知らせも参考までに御覧ください。旭川市役所 市営住宅課ホームページからもアクセスできます。

担当 株式会社富士管財 市営住宅業務係
住所 旭川市2条通19丁目367番地2
電話 (直通) 0166-35-5000

目次

1	入居の資格	P2
1-2	特定目的住宅の入居資格	P3
2	市営住宅等の住替えについて	P4
3	入居資格収入基準について	P5
3-2	収入基準早見表(参考)	P7
3-3	年間総所得額を計算する方法	P9
4	申込みから入居までの流れ	P10
5	申込みの際の注意事項	P11
6	申込書の書き方(表)・(裏)	P12
6-2	市営住宅の申込みに係る「住宅の困窮状況」の説明	P14
7	入居申込みに係る申告票の書き方	P15
8	優遇措置について	P16
9	入居の際の注意事項	P17
10	入居資格審査に必要な書類	P19

1 入居の資格

◎ 市営住宅の入居申込みには、次の資格が必要です。

単身世帯の場合

- (1) 持ち家がなく、現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 自立した生活ができること、又は常時介護を受けられること。
- (3) 申込世帯の収入が、条例で定める入居資格収入基準の範囲以内であること。
- (4) 申込者が暴力団員でないこと。

家族世帯の場合

- (1) 入居しようとする方全員に持ち家がなく、現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約中の方を含む）があり、入居指定日から10日以内に共に入居できること。
ただし、同居しようとする親族が婚約者の場合は、3か月以内に同居できること。
- (3) 申込世帯の収入が、条例で定める入居資格収入基準の範囲以内であること。
- (4) 申込者（その同居者を含む。）が暴力団員でないこと。

「子育て世帯向け住宅」に入居を希望する場合

上記「家族世帯」の入居資格(1)～(4)に加え、次の入居資格(5)も必要です。

- (5) 申込時点で現に同居、又は同居しようとする親族に小学校卒業前の子がいること。

過去に市営住宅に入居していた場合

先の「単身世帯」、又は「家族世帯（「子育て世帯向け住宅」含む）」の入居資格に加え、次の入居資格(1)～(4)を全て満たしている必要があります。

- (1) 市営住宅の家賃などの滞納がないこと。
- (2) 滞納などの訴訟により市営住宅を明け渡したことがないこと。
- (3) 迷惑行為などによる明渡請求・勧告によって市営住宅を退去したことがないこと。
- (4) 届出をしないで市営住宅を退去したことがないこと。

1-2 特定目的住宅の入居資格について

◎ 特定目的住宅の入居申込みには、次の資格が必要です。

身体障害者・高齢者向け住宅

- 【身体障害者世帯】・身体障害者手帳1級～4級を交付されている方がいる世帯
・戦傷病者（恩給法別表第1号の2「特別項症から第6項症まで」又は同法別表第1号の3の「第1款症」）に該当する方がいる世帯
- 【高齢者世帯】・満65歳以上の夫婦世帯で、いずれか一方が満70歳以上である世帯
・単身世帯で満70歳以上である世帯（単身世帯向け住宅に限る）

老人世帯向け住宅・老人同居世帯向け住宅

- ・満65歳以上の夫婦世帯で、いずれか一方が満70歳以上である世帯
- ・単身世帯で満70歳以上である世帯（単身世帯向け住宅に限る）

車いす専用住宅

- ・身体障害者手帳1級～4級を交付されている
 - ・戦傷病者（恩給法別表第1号の2「特別項症から第6項症まで」、又は同法別表第1号の3の「第1款症」）
- 上記のいずれかに該当するほか、車いすを使用している旨の医師の診断書の提出が必要です。

子育て世帯向け住宅

- 申込時点で現に同居又は同居しようとする親族に小学校卒業前の子がいる世帯
- 子育て世帯向け住宅のため、期限付きの入居であることを御了承ください。
【入居期限】・現に同居又は同居しようとする小学校卒業前の子（該当者が2人以上いる場合は、年長のもの）が中学校を卒業するまで
・入居期限日現在で同居している方の中に15歳未満の子がいる場合、条件を満たせば、その子（該当者が2人以上いる場合は、年長の子）が中学校を卒業するまで延長が可能（その都度申請が必要です）
・入居予定者には、入居資格審査の際に、期限付き入居であることを承諾の上での入居であることを証する書類を提出していただきます。
・入居期限が到来した場合は、速やかに退去していただきます。
・入居期限内の途中退去も可能です。

2 市営住宅等の住替えについて

公的住宅にお住まいの方で、市営住宅に住替えを希望する場合

現在、公的住宅（本市の市営住宅、又は都道府県営・他市町村営の公的住宅）にお住まいの方で、“住替え”（本市の市営住宅への転居）を希望する方は、前頁の入居資格のほかに、次の(1)から(6)のうち、いずれかに該当する必要があります。

- (1) 階段の昇降が常時困難な方のいる世帯
⇒ 現在の部屋よりも低階層の部屋又はエレベーター付きの住宅に申込みことができます。
※ ただし、一時的なケガ（骨折等）による場合は、該当しません。
※ 現在の住宅での生活が困難であることがわかる医師の診断書の提出が必要です。

- (2) 世帯構成に異動があり、次の表の左欄に該当する世帯は、それに対応する右欄の部屋の規模の住宅に申込みことができます。

現に入居中の世帯状況 (就学前児童は0.5人として数えます。)	申込みができる 部屋の規模
2DK以下の住宅に3人以上で入居中	2LDK、又は3DK
3DK以下の住宅に4人以上で入居中	3LDK
2LDK以上の住宅に2人以下で入居中	2DK以下

- (3) 通勤、又は通学時間が片道45分以上かかる方のいる世帯
⇒ 現在入居している市営住宅より勤務地又は通学地に近い市営住宅に申込みできます。
- (4) 病気等のため、長期的な通院が必要な方のいる世帯
⇒ 現在入居している市営住宅より通院している病院に近い市営住宅に申込みできます。
- (5) 子育て世帯向け住宅（入居期限が設定されている住宅）に入居している世帯
⇒ 他の市営住宅に申込みできます。
- (6) その他
上記(3)及び(4)に準ずる事情がある場合は、御相談ください。

3 入居資格収入基準について

◎ 市営住宅にお申込みできる方は、収入月額が、次の表の基準以下の方となります。

○ 収入は、世帯全員の所得合計金額となります。

世帯の収入月額を、次の式に当てはめて、基準の範囲内であるかどうか御確認ください。

$$\text{収入月額} = \frac{(\text{世帯の年間総所得金額} - \text{控除額 (38万円} \times \text{同居親族及び同居しない扶養親族数} + \text{※特別控除)})}{12\text{か月}}$$

(注) 同居親族数に、申込者本人は含まれません。

※年間総所得金額の計算方法についてはP9を御参照ください。



A 公営住宅・市単独住宅の場合

一般階層	収入月額が、158,000円以下の場合	申込みできます
	“ 158,000円を超える場合	“ できません
※裁量階層	収入月額が、214,000円以下の場合	申込みできます
	“ 214,000円を超える場合	“ できません

(参考) 市単独住宅とは、市が国の補助を受けることなく建設した住宅です。
(江丹別団地の一部)

B 改良住宅の場合

一般階層	収入月額が、114,000円以下の場合	申込みできます
	“ 114,000円を超える場合	“ できません
※裁量階層	収入月額が、139,000円以下の場合	申込みできます
	“ 139,000円を超える場合	“ できません

(参考) 改良住宅とは、市が住宅地区改良法に基づき建設した住宅です。
(春光2区団地及び春光6区団地の一部並びに大町団地)

※特別控除・・・次の方が該当します。

区分		控除額 (1人につき年額)
給与・年金所得控除（給与や年金の所得者がいる場合）		10万円
老人扶養（満70歳以上）		10万円
障害者	特別障害者 （身体1級又は2級、精神1級、療育手帳A判定）	40万円
	普通障害者 （身体3級以下、精神2級以下、療育手帳B判定）	27万円
寡婦 名義人又は同居者のうち次のいずれかに該当する方で、下記「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと。 ①夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方。 ②夫と死別した後、婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、所得金額が500万円以下の方。		27万円
ひとり親 名義人又は同居者のうち、現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死の明らかでない方で次に該当する方。 ①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。 この場合の子は、その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限る。 ③所得金額が500万円以下であること。		35万円
特定扶養親族（扶養親族のうち満16歳以上23歳未満）		25万円

※寡婦控除については、その方の所得が27万円以上の場合、ひとり親控除については、その方の所得が35万円以上の場合に適用します。

ただし、その方の所得がそれ未満の場合は、その所得金額だけを適用します。

※裁量階層・・・次の方が該当します。

① 高齢者世帯	{ 入居者が、高齢者(60歳以上)、かつ、同居者のいずれもが高齢者(60歳以上)又は18歳未満の方で構成される世帯 } { 身体障害者手帳 1級から4級まで } { 精神障害者保健福祉手帳 1級から2級まで } { 療育手帳 A・B判定 }
② 障害者の方	
③ 戦傷病者で認定を受けている方（第1款症以上）	
④ 原子爆弾の被爆者で認定を受けている方	
⑤ 海外からの引揚者で、引き揚げた日から5年を経過していない方	
⑥ ハンセン病で国の指定する療養所に入所していた方	
⑦ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（中学校卒業前の方）がいる場合	

3-2 収入基準早見表（参考）

※ 次の収入基準早見表は、申込み世帯の中で1人だけ収入がある場合の参考です。このため、2人以上の収入がある場合、もしくは特別控除対象者のいる世帯は該当しませんので、あらかじめ御了承ください。

入居資格収入基準早見表（給与所得者）

A 公営・市単独住宅の場合

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000円 以下	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層	214,000円 以下	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

B 改良住宅の場合

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	114,000円 以下	2,211,999円 以下	2,755,999円 以下	3,299,999円 以下	3,811,999円 以下	4,287,999円 以下	4,763,999円 以下
裁量階層	139,000円 以下	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下	5,135,999円 以下

入居資格収入基準早見表（事業所得者）

A 公営・市単独住宅の場合

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000円 以下	1,896,011円 以下	2,276,011円 以下	2,656,011円 以下	3,036,011円 以下	3,416,011円 以下	3,796,011円 以下
裁量階層	214,000円 以下	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,328,011円 以下	3,708,011円 以下	4,088,011円 以下	4,468,011円 以下

B 改良住宅の場合

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	114,000円 以下	1,368,011円 以下	1,748,011円 以下	2,128,011円 以下	2,508,011円 以下	2,888,011円 以下	3,268,011円 以下
裁量階層	139,000円 以下	1,668,011円 以下	2,048,011円 以下	2,428,011円 以下	2,808,011円 以下	3,188,011円 以下	3,568,011円 以下

入居資格収入基準早見表（公的年金所得者）

※ 遺族・障害年金等、非課税のものは除きます。

A 公営・市単独住宅の場合 （65歳以上）

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000円 以下	3,096,011円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	4,495,308円 以下	4,942,367円 以下	5,389,425円 以下
裁量階層	214,000円 以下	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	5,285,896円 以下	5,732,955円 以下	6,180,014円 以下

（65歳未満）

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000円 以下	3,028,015円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	4,495,308円 以下	4,942,367円 以下	5,389,425円 以下
裁量階層	214,000円 以下	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	5,285,896円 以下	5,732,955円 以下	6,180,014円 以下

B 改良住宅の場合 （65歳以上）

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	114,000円 以下	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,337,349円 以下	3,844,015円 以下	4,321,190円 以下	4,768,249円 以下
裁量階層	139,000円 以下	2,868,011円 以下	3,248,011円 以下	3,737,349円 以下	4,227,072円 以下	4,674,131円 以下	5,121,190円 以下

（65歳未満）

区分	収入基準	申込者本人を含む世帯人数 年間総収入（所得ではありません）					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	114,000円 以下	2,324,015円 以下	2,830,682円 以下	3,337,349円 以下	3,844,015円 以下	4,321,190円 以下	4,768,249円 以下
裁量階層	139,000円 以下	2,724,015円 以下	3,230,682円 以下	3,737,349円 以下	4,227,072円 以下	4,674,131円 以下	5,121,190円 以下

3-3 年間総所得金額を計算する方法

※ 世帯の中で、収入のある方それぞれについて、下の表により所得を算出し、それを合算したものが、**世帯の年間総所得金額** となります。

※ 世帯の年間総所得金額から扶養親族控除、特別控除を差し引いた額を12(カ月)で除した額が「収入月額」であり、これが158,000円以下(裁量階層は214,000円以下)の場合、市営住宅に入居することができます。(5ページ参照)

給与所得者の場合

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0～550,999円	0円	
551,000～1,618,999円	年間税込総収入金額 - 550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4000を掛け戻して出た額を右のAとする。	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000～3,599,999円		$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000～6,599,999円		$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000～8,499,999円	年間税込総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000～	年間税込総収入金額 - 1,950,000円	

事業所得者の場合

年間総収入から所得税法上の必要経費を除いた金額

公的年金受給者の場合

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0～1,099,999円	0円
	1,100,000～3,299,999円	年間税込総受給額 - 1,100,000円
	3,300,000～4,099,999円	年間税込総受給額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000～7,699,999円	年間税込総受給額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000～9,999,999円	年間税込総受給額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
	10,000,000円～	年間税込総受給額 - 1,955,000円
65歳未満	0～599,999円	0円
	600,000～1,299,999円	年間税込総受給額 - 600,000円
	1,300,000～4,099,999円	年間税込総受給額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000～7,699,999円	年間税込総受給額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000～9,999,999円	年間税込総受給額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
	10,000,000円～	年間税込総受給額 - 1,955,000円

4 申込みから入居までの流れ

所定の申込書・申告票に必要事項を記入し、郵送又は受付窓口に提出する。

【1つの募集住宅に
2名以上の応募があった場合】

【公開抽選会を行います】

- 令和5年 6月2日（金）午前10時～
- 市役所第3庁舎 地下会議室
- ※ 抽選結果は当日17時以降、富士管財ホームページで公表します。（電話での問い合わせは当日15時から可能）
- また、入居予定者1名と補欠者1名にのみ文書で通知します。（6月初旬～6月中旬予定）
- ※ 詳細は受付票をご覧ください。抽選会を御観覧の方は、当日必ず受付票を御持参ください。

【1つの募集住宅に
1名しか 応募がなかった場合】

【落選】
入居できません

■次回定期募集及び 6月9日（金）から開始する随時募集に申込みすることができます。

【当確】入居予定者 1名

【次点】補欠者 1名

入居予定者が入居辞退

6月中旬～
7月上旬頃

入居資格審査と住戸の下見
期日までに入居資格審査に必要な書類を提出（19～20ページ参照）

入居資格のある方

入居資格のない方

入居予定者の
入居が決定

7月中旬頃
入居説明会

「入居決定通知書」が送られ、入居決定者となります。また入居説明会を行います。
・敷金の納入・連帯保証人1名の用意
・市営住宅入居請書の提出等があります。

入居できません

入居許可日 8月1日（火）

※入居許可日から10日以内に入居していただきます。

※御希望により9月1日（金）に変更可能です。

※入居許可日から家賃は発生します。

※補欠者が入居決定者となった場合、入居許可日は9月1日（金）以降の旭川市が指定する日になります。

5 申込みの際の注意事項

◎申込みができない、又は失格となる場合もありますので、次の内容を確認した上でお申込みください。

1 申込み方法

- 受付会場又は郵送で「入居申込書」と「入居申込みに係る申告票」を直接提出してください。
- 子育て世帯向け住宅に申込みする場合は、期限付き入居であることを十分御理解の上、お申込みください。

2 入居申込書・入居申込みに係る申告票の記入方法

- 『申込書の書き方』(P12~14)及び『入居申込みに係る申告票の書き方』(P15)を御覧ください。

3 失格になる場合

- 入居申込書の記載内容が事実と異なるときは、失格となる場合があります。
- 申込みは1世帯につき1住宅のみです。2つ以上の住宅に申込みがあった場合は、失格となります。

※ 収入や現在お住まいの住宅の築年数、家賃、世帯の状況などを審査の結果、失格となる場合があります。

4 不自然な世帯異動等による申込みはできません

- 市営住宅に申し込むために、不自然に世帯異動したと認められる場合は、申込みは受け付けられません。
(例)・条例で定める収入基準を超えないよう収入のある同居者を世帯分割して申し込む。
・夫婦が世帯分割して別々に申し込む。
・市営住宅に申し込むだけのために現在同居していない人と同居する 等

5 自宅を所有されている方の申込み

- 自宅・アパートを所有している場合は、入居資格審査までに(1)から(3)のいずれかに該当することが必要です。
(1) 売買契約や媒介契約を結んでいる
(2) 自宅を解体する意思があり、あらかじめ解体見積書をとることができる
(後日、解体したことを証明する書類を提出していただきます。)
(3) 競売・差押えにより所有権を失うことが明らかである
※ 競売の場合、売買手続が入居資格審査までに終了してからの入居になります。

6 離婚される方（申込み時点では婚姻中の方）

- 離婚協議中の方は、申込みできません。
- 離婚調停中の方は、申込みできますが、入居資格審査の時点で離婚が成立していないと入居できません。

6 申込書の書き方（表）

記入例

様式第1号

要記入 記入しないでください

市営住宅入居申込書		希望 住居	〇〇団地〇〇〇号室
※受付 令和 年 月 日		※受付No. () ※	
※ 申込区分		一般 用 廃 住 替 中 壁 特 目	
(宛先) 旭川市長		令和3年〇〇月〇〇日 ↑ 御記入日を書いてください。	
旭川市営住宅条例第5条の規定により、次のとおり入居の申込みをします。 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。			
(ふりがな) 申込者氏名		ふじ かんたろう 富士 管太郎	
現住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 北海道〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番〇号 アップルハイツ102号室	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
入居 予 定 者	氏名	続柄	生年月日
	富士 管太郎	本人	〇年〇月〇日
	花子	妻	〇年〇月〇日
	一郎	子	〇年〇月〇日
	管三郎	父	〇年〇月〇日
		勤務先又は連絡先の名称・住所・電話番号	
		株式会社〇〇〇〇 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
		〇〇食堂 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
		※ 入居予定者全員御記入ください。	
別居の 扶養 親族	氏名	続柄	生年月日
	連絡先の住所・電話番号		
※ 別居扶養親族がいる方のみ御記入ください。			

御注意

- 入居した場合『申込者氏名』の方が市営住宅の「名義人」となります。
- 申込み後の申込者の変更や、入居後の名義人の変更はできません。

裏面あり

記入例

※現在、『住宅の状況』で該当するものに○をつけてください。 ※案内書14ページ参照

現在の状況について、該当するものに○をつけてください。

住宅の状況	1 借家・借間	2 同居	③ 民間アパート・賃貸マンション
	4 市営住宅()	団地	5 社宅
			6 その他()

↓ 該当（複数可）するもの**全てに○**をつけ、空スペースに具体的理由を書いてください。

- | | |
|---------------------------------|--|
| 住
宅
の
困
窮
状
況 | 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。
② 住宅が老朽化している。【建築後 30 年くらい経過】
3 居住することが著しく危険な住宅に住んでいる。
4 高齢、障害等の理由により現在の住宅では生活を続けることに支障がある。
⑤ 日当たりがない、騒音、振動等により住環境が悪い。 居室にまったく日が入らず、常に電気を点けないといけない。
6 住宅が狭い。
7 他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。
8 住宅がないため、親族（婚約者を含む。）と同居することができない。
9 立ち退きの要求を受けている。
10 通勤・通学・通院等に時間がかかる。
⑪ 家賃が高い。【月額 5万8000 円】
⑫ その他【具体的に記入してください。 足が不自由で階段をのぼりおりできない。 】 |
|---------------------------------|--|

↓ 該当するもの**全てに○**を付けてください。 ※案内書16ページ参照

- | | |
|-------|--|
| 世帯の状況 | 1 母子（父子）世帯 ※子とは20歳未満の児童のこと
2 老人（60歳以上）世帯
③ 障害者世帯
身体障害【1級・2級・3級・④4級】、精神障害【1級・2級】、知的障害【A・B】
4 多子（18歳未満の児童が3人以上）世帯
5 配偶者からの暴力被害者世帯 |
|-------|--|

申込回数は、**1年度につき1回**として数え、**連続（2年度以上）**でお申込みの方のみ御記入ください。 ※案内書16ページ参照

⑤ 申込回数（辞退は除く。） 毎年連続で 回以上

※ 『世帯の状況』欄は、抽選時の優遇措置の対象となる場合がございます。

6-2 市営住宅の申込みに係る「住宅の困窮状況」の説明

住宅の困窮状況		説明（受付で確認する具体的な内容等）
1	住宅以外の建物又は場所に居住している。	台所、便所等がない建物等で明らかに居住の用に適していないところに住んでいる。
2	住宅が老朽化している。	築30年以上経過した住宅に住んでいる。
3	居住することが著しく危険な住宅に住んでいる。	屋根、床、壁、柱、土台等の建物の重要な部分の腐朽又は破損が著しい。
4	高齢、障害等の理由により現在の住宅では生活を続けることに支障がある。	階段昇降が困難な方、段差の多い住宅で生活する車いす乗用者等が、現在の住宅で支障があるという専門的な第三者（医師等）の意見や診断がある。
5	日当たりがない、騒音、振動等により住環境が悪い。	<ul style="list-style-type: none"> ・日当たりが悪い（主要な居室に日当たりがない場合に限る） ・騒音、振動（工場が隣接している場合に限る）。 など
6	住宅が狭い。	<p>次の住戸面積の住宅に居住している場合が該当（台所・風呂・トイレを含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人世帯 25㎡以下 ・2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡以下 <p>※ 就学前児童は0.5人で計算し、世帯人数が2人に満たない場合のみ2人とする。（2人を超える場合は算出した人数）</p>
7	他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。	住民票上、別世帯である。
8	住宅がないため、親族（婚約者を含む。）と同居することができない。	住民票上、現住所が別になっており、親族（婚約者を含む）双方の住居に同居できない理由がある。（部屋が狭いや家賃が高いなど）
9	立ち退きの要求を受けている。	借地借家法等に基づく事由がある。
10	通勤・通学・通院等に時間がかかる。	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤等の経路及び方法により使用可能な交通用具を利用しても45分以上かかる。
11	家賃が高い。	<p>現在の住宅家賃が、希望する市営住宅の家賃より高い。</p> <p>※ 生活保護受給者は、住宅扶助費が支給されるため、原則対象外ですが、現家賃が住宅扶助費の上限を超えている場合は対象となります。</p>
12	その他	DV被害者で住宅に困っているなど。

7 入居申込みに係る申告票の書き方

記入例

様式第1号（第2条の2関係）

入居申込みに係る申告票

入居資格の確認（該当するところに○を付け、必要事項を記入してください。）

住民票と実際の住所・世帯員の状況	〔 <input checked="" type="radio"/> 同じ・異なる〕	駐車場利用	〔 <input checked="" type="radio"/> 有・無〕
持ち家	〔有→〔解体予定 競売中 売買契約済〕・ <input checked="" type="radio"/> 無〕	生活保護受給	〔有・ <input checked="" type="radio"/> 無〕
配偶者がいない方	婚姻歴 〔有→〔離婚 死別〕・ <input checked="" type="radio"/> 無・離婚調停中〕	婚約者	〔有・ <input checked="" type="radio"/> 無〕

↓ 収入がある方は必ず御記入ください。

収入 (課税収入のみ) について	富士 管太郎	<input checked="" type="radio"/> 給与	年金 ()	事業	その他 ()	1,200,000	円
	富士 管三郎	給与	<input checked="" type="radio"/> 年金 (老齢基礎)	事業	その他 ()	779,300	円
	富士 一郎	給与	年金 ()	<input checked="" type="radio"/> 事業	その他 ()	400,000	円
		給与	年金 ()	事業	その他 ()		円
							円

給与収入・事業収入・年金収入などを御記入ください。
給与収入の方は**税引き前**の収入を御記入ください。

↓ 該当者のみ御記入ください。

障害手帳等 について	富士 管三郎	<input checked="" type="radio"/> 身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	4級
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	
		身体障害	精神障害	知的障害(療育手帳)	その他()	

他の世帯と同居している方	同居先の(フリガナ)世帯主名	申込者との関係
--------------	----------------	---------

この申告票に必要事項を記入して提出した場合は、次の同意事項に同意したものとみなしますので、提出前に必ず御確認ください。

(同意事項)

- 1 この申告票に虚偽の記載があった場合は、申込みが無効となる場合があります。
- 2 この申告票の内容を確認するために、旭川市が関係機関に照会を行うことがあります。
- 3 入居者資格を満たしていなければ、入居資格審査で失格となり入居できません。
- 4 申込者及び同居者が暴力団員であることが判明した場合は、入居できません。
- 5 子育て世帯向け住宅については、入居期限までに退去する必要があります。

8 優遇措置について

1 優遇措置とは

各住戸の入居申込者が2名以上となった場合は、公開抽選により入居予定者1名と入居補欠者1名を決定しますが、**次の条件を満たす方は、抽選の際に『優遇措置』を受けられます。**

※ ただし、優遇措置は、あくまで抽選での当たる確率を上げるものであり、当たることを保証するものではありませんので、御理解ください。

世帯の状況による優遇

- (1) 母子(父子)世帯
配偶者のない方と、その方が現に扶養している20歳未満の児童のみで構成される世帯
- (2) 高齢者世帯
 - ・ 60歳以上の方のみで構成される世帯（単身者も含む）
 - ・ 60歳以上の方と、配偶者や18歳未満の児童、重度又は中度の障害者のみで構成される世帯
- (3) 障害者世帯
身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A・Bのいずれかを所持している方がいる世帯
- (4) 多子世帯
18歳未満の児童が3人以上いる世帯
- (5) 配偶者からの暴力被害者世帯
次のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ・ 婦人相談所の一時保護、又は婦人保護施設の保護が終了した日から5年以内の方
 - ・ 裁判所に退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った方で、当該命令が効力を生じた日から5年以内の方
 - ・ 母子生活支援施設の保護が終了した日から5年以内の方
 - ・ 婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方
 - ・ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談センター等）や民間支援団体（婦人保護事業委託団体等）から「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行され、配偶者からの暴力を理由に避難していることを確認できる方

申込回数による優遇

4月から翌年3月末までを1年度として、連続3年度以上申込みをした方（申込みを取り消した又は入居を辞退した申込みは回数に含めません。）。

なお、平成29年6月末時点で入居補欠者であった方については、平成29年度の申込みがあったものとみなします。

2 優遇措置の受け方

- (1) 申込書裏面の「世帯の状況」欄の該当する項目に○を付けてください。
- (2) 虚偽の申告により不当に優遇措置を受けた場合は、失格となります。

3 優遇措置の仕組み

- (1) 優遇を受けない世帯の持ち点を1点とします。
- (2) 世帯の状況による優遇については、該当する項目1つについて1点を加点します。
- (3) 申込み回数による優遇については、連続3年度以上の申込みで1点、連続5年度以上の申込みで2点、連続7年度以上の申込みで3点を加点します。

- (4) 優遇措置を受けない世帯が当たる確率を1とした場合、優遇を受けられる世帯は加点された分だけ当たる確率が上がることになります。

(例) 障害者世帯かつ高齢者世帯で今回が連続5年度目の申込みとなる世帯

通常の世界の持ち点である1点に加え、障害者世帯の1点と高齢者世帯の1点、さらに申込み回数の連続5年度の2点が加点されるので、合計5点となり、抽選に当たる確率は、優遇を受けない世帯(1点)に比べて5倍に上がるようになります。

【イメージとして】

福引などの抽選機(ガラガラ回して玉が出る)に、通常世帯だと自分の持ち玉は1個しか入っていませんが、優遇措置を受けた場合は、その加点分だけ自分の持ち玉が2個、3個と入っているというものです。

(上記の例の場合、抽選機に自分の持ち玉が5個入っていることになります。)

9 入居の際の注意事項

市営住宅は、多くの方々が生活する集合住宅です。

また、公的住宅であるため、民間のアパート等とは異なる面や様々な決まりごとがあります。

入居の申込み及び入居の決定に当たっては、次の注意事項を十分お読みいただき、御理解と御協力をお願いいたします。

1 入居資格審査

- 入居予定者となった方は、入居資格を審査するために、必要な書類を提出していただきます。審査の結果によっては、入居できない場合があります。
- ◎ 審査に必要な書類が提出されない場合は、失格となります。

2 入居許可日までに必要な書類

- 入居が決定した方は、入居許可日までに次の手続が必要です。
 - ◎ 必要な手続がなされない場合は、入居の決定を取り消す場合があります。
 - (1) 市営住宅入居請書の提出
 - (2) 連帯保証人に関する書類(印鑑登録証明書)の提出
 - (3) 敷金(家賃の2か月分)の支払
- ※連帯保証人及び敷金については、免除できる場合もありますので、旭川市役所市営住宅課へ御相談ください。

3 住宅の下見

- 入居予定者は、入居資格審査の際に、住宅内部の下見ができます。
(入居資格審査についての説明のため来所していただく際に、鍵をお貸しします。)

4 ペットの飼育禁止

- ペットは飼育禁止です。他人のペットを預かることも禁止です。
(入居決定時にペットを飼育しない旨の「誓約書」を提出していただきます。)

5 住戸設備の自己負担について

- 次の住宅設備は設置されていませんので、入居者の方で御用意ください。

照明器具（台所・玄関・風呂・トイレは除く）、カーテンレール、網戸、ストーブ等の暖房機、灯油タンク、ガス給湯器、風呂釜など。

※ ガス給湯器、風呂釜の用意は、ガス会社からのリース又は買取により設置。

※ 南町団地はオール電化住宅ですので、電気温水器、蓄熱暖房機、IHッキングヒーターが必要なため、ほくでんからのリースが必要です。

※ 北彩都団地はガスセントラル住宅ですので、ガス給湯器、ガス暖房機が必要なため、旭川ガスからのリースが必要です。

- 入居前の部屋の清掃は、市営住宅課では行いませんので、あらかじめ御了承ください。

6 緊急通報システムについて

- 緊急通報システム「ホットライン119」が、あらかじめ設置されている住戸に入居する場合は、固定電話回線(0166からはじまる有線のIP電話回線を含む)の契約が必要です（消防法により必ず契約しなければなりませんので、当然電話の回線使用料が発生するため、申込み住戸を選ぶ際は、慎重に御確認ください）。

7 自動車保管場所について

- 市で許可できる自動車は、原則1世帯につき1台限りです。（北彩都団地を除く。）
- 北彩都団地のみ、月額4,200円の駐車場使用料がかかります。
- 団地によっては、駐車スペースがなく駐車の許可ができない場合があります。その際は、御自分で駐車場を探していただくこととなりますので、御了承ください。

8 自治会への加入について

- 市営住宅では、入居者が自治会を組織し、団地の管理・運営に当たっています。入居後は必ず自治会に加入し、共同作業の参加や自治会役員・班長等を交代で行っていただくこととなりますので、あらかじめ御理解ください。

9 共益費の支払について

- 共益費がかかりますので、必ずお支払ください。
共益費の主な用途は、次のとおりです。
 - ・電気代（階段灯・外灯・給水設備・駐車場照明設備など）
 - ・清掃費（排水管など）
 - ・除雪費（通路等共用部分の除排雪など）
- ※ 金額は、自治会の規模（世帯数）や団地の設備等によって異なりますので、入居の際、自治会にお尋ねください。

10 特定目的の住宅に入居される方

- 特定目的住宅の各入居資格要件を満たさなくなった場合は、住宅を明け渡していただきます。（入居決定時に、この旨の誓約書を提出していただきます。）

10 入居資格審査に必要な書類

◎入居資格審査は、入居予定者となった場合のみ必要になります。

1 必ず提出する書類（すべての入居予定者の分が必要です。）

<p>(1)</p>	<p>マイナンバーを確認できる書類</p>	<p>○マイナンバーカード（個人番号カード）</p> <p>○マイナンバー通知カード と以下の本人確認ができる書類 【いずれか1点】※未成年は必要ありません （運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳など、健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証など）</p> <p>○個人番号付住民票 と以下の本人確認ができる書類 【いずれか1点】※未成年は必要ありません （運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳など） 【いずれか2点】※未成年は必要ありません （健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証など）</p> <p>※代理人が手続きを行う場合は、委任状と代理人の本人確認できる書類を御持参ください。本人確認ができる書類は上記と同じです。</p>
<p>(2)</p>	<p>戸籍謄本 （戸籍全部事項証明）</p>	<p>○申込名義人と同居人の戸籍が別の場合は各々必要（婚約など）。 ※発行場所は、市総合庁舎1階市民課又は各支所</p>

2 収入を証明する書類

<p>(1)</p>	<p>給与所得を証明する書類</p>	<p>○令和4年1月1日以前から現在まで同じ勤務先の方 ⇒ 勤務先の発行する源泉徴収票（令和4年分）の写しを提出してください。</p> <p>○令和4年1月2日以降に就職した方 ⇒ 給与支給明細書（別紙市様式）に就職した月の翌月から申込み月の前月までの証明を受けてください。</p> <p>○最近1～2か月前に就職した方 ⇒ 雇用証明書（別紙市様式）を提出してください。</p>
<p>(2)</p>	<p>事業所得を証明する書類</p>	<p>○前年の確定申告書の収支を記載した明細書又は過去1年間の収支明細書（市様式）</p>
<p>(3)</p>	<p>年金所得を証明する書類</p>	<p>○年金額が明らかになる証書又は支払通知書の写し ※年金受給しているもの全部必要です。</p>
<p>(4)</p>	<p>無職又は離職者について確認できる書類</p>	<p>○無職・無収入申立書（市様式）～65歳未満の方 ○退職証明書・離職票又は雇用保険受給資格者証の写し ※健康保険証の写し、そのほか必要な書類を提出していただく場合があります。</p>

3 その他

(1)	住宅の困窮状況を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○立退要求書（立退要求を受けている方）——市様式 ○現在入居している住宅の賃貸借契約書の写し ○建築年数確認書——市様式 ○婚約証明書（婚約中の方）——市様式 ○そのほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。（売買契約書、解体見積書、登記簿謄本、医師の診断書、同居世帯の住民票等）
(2)	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○身体・精神・療育手帳（障害のある方） ○生活保護決定証明書 ○自活状況申立書（単身世帯の方）——市様式 ○車検証の写し（現在自動車を使用している方）

4 現在、住民登録上、旭川市外にお住まいの方の必要書類

	書類（証明書）	備考
(1)	入居予定者の住民票（全員のもの）	○本籍・続柄記載のもの
(2)	マイナンバーを利用した所得照会に関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> ○入居予定者で20歳以上の方全員及び20歳未満で就労されている方のものが必要 ○同意書に基づき、お住まいの自治体に対して所得に関する照会を行います。
(3)	生活保護決定証明書	生活保護受給世帯のみ
(4)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	障害のある方のみ

5 現在、住民登録上は旭川市内であるが、令和5年1月1日時点で旭川市外にお住まいになっていた方の必要書類

	書類（証明書）	備考
(1)	マイナンバーを利用した所得照会に関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> ○入居予定者で20歳以上の方全員及び20歳未満で就労されている方のものが必要 ○同意書に基づき、お住まいの自治体に対して所得に関する照会を行います。

※ 各証明書の請求には、請求者本人の身分証明書（運転免許証など官公署発行で顔写真付きのもの又は健康保険証と年金手帳などの2点）が必要です。また、本人以外の方が請求される場合は委任状が必要となります。請求方法の詳細については、旭川市役所各担当課、各市町村役場等へお問い合わせください。